

平成18年10月
から
始まりました

障害者自立支援法

「地域生活支援事業」

についてお知らせします

障害者自立支援法の「地域生活支援事業」は、障害福祉サービスとは別に、地域の障害者の実情に応じて市が実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるため、次の事業を行っています。

なお、障害者自立支援法については、今年4月1日から段階的に施行されています（平成18年2月25日、3月25日、9月25日発行の市広報参考）。

コミュニケーション支援事業

【利用者負担は無料】

意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳者を派遣する事業などを行います。

○手話通訳者派遣事業

登録手話通訳者を聴覚障害者が各種手続き、病院、学校、その他日常生活で必要などに派遣します。

○手話通訳者設置事業

手話通訳者を豊岡市福祉事務所社会福祉課に配置して事務手続の利便を図ります。

居宅生活支援事業

【利用者負担は1割（所得に応じた月額負担上限額があります）】

自立支援給付から移行して次の事業を実施し、自立生活や社会参加を促します。

○移動支援

個別給付の外出介護として実施していた事業

○日中一時支援

個別給付のショートステイ（日帰り）として実施していた事業

○経過のデイサービス

個別給付の障害者のデイ

サービスとして実施していた事業

日常生活用具の 給付事業

【利用者負担は1割（所得に応じた月額負担上限額があります）】

重度の障害者（身体・知的・精神）に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど

○自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者屋内内信号装置など

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など

○情報・意志疎通支援用具

点字器や人工喉頭など

○排泄管理支援用具

ストマ用装具や紙おむつなど

○居宅生活動作補助用具

用具などの設置に小規模な住宅改修を伴うもの

その他の事業

【利用者負担は無料】

社会参加促進事業を行います。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

○点字・声の広報等発行事業

○奉仕員養成研修事業

○自動車運転免許取得・改造助成事業

（助成上限額10万円）



《問合せ》社会福祉課障害福祉係

☎24-7033

Fax 24-4516 または各総合支所健康福祉課

第3回 家族交流会

『ようこそ家族交流会へ』

参加者募集

豊岡市精神障害者家族連合会と豊岡健康福祉事務所では、心の病のある方の家族の交流会を開催します。

日々の悩みを語り合い、一緒に勉強しませんか。悩んでいるのはあなただけではありません。気軽に参加してください。

▽日時 11月16日（木）午後1時30分～4時

▽場所 出石健康福祉センター

▽対象 精神疾患のために何らかの悩みを抱えている家族

▽内容

・講演「知っておきたい病気と薬の知識」
公立豊岡病院 副院長
高石俊一 医師

・家族同士の交流、話し合い
《申込み・問合せ》
豊岡市精神障害者家族連合会事務局（ロマンハウス作業所内）☎23-0019

豊岡健康福祉事務所保健指導課☎26-3662